基本目標３　未来の長門へつなぐ「しくみづくり」

活動目標③　[　安心した暮らしを守ろう　]

地域福祉計画
関連項目
基本施策３－３

■現状と課題

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人の安心した暮らしを守るため、地域における日常の見守り、日常生活を送るための支援体制が必要です。また、支援が必要だと思われた時や成年後見制度の利用が必要な場合に、気軽に相談できる体制づくりに取り組むことが求められます。

■具体的な取組

	取組内容	取組チェック表		
		Ｒ４年	Ｒ６年	Ｒ８年
一人一人が取り組むこと	●判断能力に不安があると感じた時は相談しましょう。			
	●成年後見制度や日常生活自立支援事業等の制度に関心をもちましょう。			
地域みんなで取り組むこと	●判断能力に不安のある人やその家族に対し、相談機関へのつなぎをしましょう。			
	●障害や認知症等の理解をするため、情報収集や研修会への参加をしましょう。			
社協が取り組むこと	●日常生活自立支援事業を実施し、判断能力に不安のある人の相談に応じ、必要なことは何かを一緒に考え、支援を行います。			
	●成年後見制度の利用に関する相談に応じ、情報提供等を行い、利用促進を図ります。			
	●日常生活自立支援事業や成年後見制度についての情報提供や啓発を行います。			
	●福祉と法律の専門性を活かした相談支援ができるよう、専門機関と連携します。			

■５年後の姿

●判断能力に不安がある人も、将来的に不安のある人も、仕組みがあることを事前に知ることにより地域で安心して生活を送っている。
●福祉サービスや制度を適切に利用することで、安心した生活を送ることができている。

■日常生活自立支援事業とは

日常生活上の判断が十分できず日常生活に不安がある方々が、地域で安心して生活できるように支援する福祉サービスです。

支援内容

（１）福祉サービス利用援助
サービス利用・行政手続きなどをお手伝いします。

（２）日常的金銭管理サービス
日常生活に必要な支払い、預貯金の払い戻しや預け入れをお手伝いします。

（３）書類等の預かりサービス
通帳、年金証書、実印など、大切なものを安全な場所でお預かりします。

■成年後見制度とは

自分一人で物事を決める自信がなかったり、判断が十分にできなくなった場合に、自分に代わって、自分の思いを大切にしながら決めてくれたり、アドバイスをくれる人（成年後見人等）を「家庭裁判所」で決めてもらう制度です。

制度の内容

法定後見制度：補助／判断能力が十分でない
保佐／判断能力が著しく不十分
後見／判断能力が全くない

任意後見制度：判断能力が十分なうちに、将来の判断能力の低下に備えて、自分の思いで、公正証書で後見人を決めておくことができます。
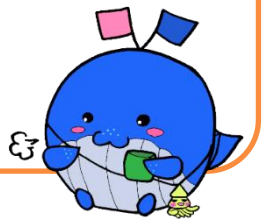
問合せ先
長門市社会福祉協議会　地域福祉課　　電話：２３－１６００